

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		行政財産目的外使用許可
根拠条例・規則等名		地方自治法、さいたま市財産規則
条 項		法第 238 条の 4 第 7 項、規則第 21 条
所 管 部 課		都市局 まちづくり推進部 区画整理支援課（電話：048-815-8725）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	さいたま市財産規則第 21 条及び、行政財産目的外使用許可事務取扱要領第 4 に則って事務を行っている。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	20 日（行政財産目的外使用許可事務取扱要領第 6）
	設定等年月日	平成 13 年 9 月 27 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
備 考		